

事業系生ごみを減らそうプロジェクト（実証実験）
参加事業者公募要項

令和 7 年 6 月

北区生活環境部リサイクル清掃課

1 事業概要

(1) 事業の目的

北区（以下「区」という。）は「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」（令和 7 年 3 月）で「ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち」を基本理念とし、「さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進」することとしています。基本理念の実現のためには、区民、事業者、区がそれぞれの役割を認識するとともに、協働で取り組みを進めることが重要です。

「事業系生ごみを減らそうプロジェクト」（以下「本事業」という。）は、事業者と区が協働で食品廃棄物等（以下、「生ごみ」という。）排出抑制に取り組むこと、また事業者が排出する事業系一般廃棄物のうち、生ごみの資源化に要する費用を区が補助することで、区内におけるごみの減量化及び資源の有効利用を推進することを目的とした実証実験です。

(2) 事業実施期間

参加事業者採択日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 応募資格

次のいずれの要件にも該当する者とします。

①申請日時点で次の（ア）、（イ）のいずれかに該当していること。

（ア）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

（イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

②申請日時点で区内において 3 年以上の営業年数があること。

③区内に主たる事業所等を有し、事業系一般廃棄物にあたる生ごみを排出している者

④補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

⑤次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）暴力団（東京都北区暴力団排除条例（平成 24 年 6 月東京都北区条例第 24 号。以下「北区暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）

（イ）暴力団員等（北区暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

（ウ）法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（エ）法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

(オ) 刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2 事業内容（予定）

（１）生ごみ減量に向けた検討の実施

事業所等から発生する生ごみの減量に繋がる取り組みを実施します。取り組みに当たっては、採択された事業者（以下、「採択事業者」という。）及び区で組織する（仮称）「事業系生ごみ減量プロジェクトチーム（PT）」で減量方法についての検討（店舗従業員向け分別ルールブックの内容検討、生ごみ減量に関する講習等）を行います。

（２）生ごみ減量の実践

PT での検討内容を踏まえ、採択事業者は自店舗で、実際に生ごみ減量に取り組みます。なお、減量効果の比較のために、事前に通常時の生ごみの排出量の測定も実施します。期間については各 1 カ月程度とします。

（３）バイオマスリサイクル等に関する費用の助成

採択事業者が委託する事業系一般廃棄物処理に係る費用のうち、生ごみの収集運搬・処理に係る費用を区が助成します。

3 補助対象経費等

（１）補助対象経費は次に掲げる費用とします。

①事業所等から排出された生ごみの収集及び当該生ごみの廃棄物資源化施設までの運搬を、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 2 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者）へ委託した際に要した費用

②事業所等から排出された生ごみの資源化を、廃棄物資源化施設において処分業を行う者へ委託した際に要した費用

※上記①②の委託先を合わせて「協働事業者」という。なお、採択後に採択事業者・協働事業者・区の 3 者で生ごみの収集運搬・処理に関する協定等を締結することとします。

（２）補助対象期間

3（１）に記載する協働事業者へ委託を行った期間とします。具体的な期間については、採択後に採択事業者・協働事業者・区の 3 者協議により決めるものとします。

（３）補助率等

補助対象経費の 10/10 を補助します。なお、交付する補助金の上限額は、一の補助対象

者につき 105,000 円を限度とします。

4 応募に当たっての留意事項

- (1) PT へ参画すること。なお、PT は令和 7 年 7 月以降、概ね月 1 回、令和 7 年中に 5 回程度実施する予定です。
- (2) 補助対象期間の前後に区が実施するアンケート調査に協力すること。
- (3) 本事業の実施結果を区 HP 等で公表することに同意すること。
- (4) 本事業の周知のため、必要に応じて区が行う事業実施期間中の店舗画像等の撮影に協力すること。
- (5) 採択後に採択事業者・協働事業者・区との 3 者での生ごみの収集運搬・処理に関する協定等の締結に同意すること。

5 応募関係書類

(1) 提出書類

- ①事業系生ごみを減らそうプロジェクト参加申込書（様式 1）
- ②営業許可証の写し

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）まで

(3) 提出方法

①メールによる提出

r-jigyo@city.kita.lg.jp あてにご提出ください。

件名は「事業系生ごみを減らそうプロジェクト参加申込み」としてください。

②郵送または持参

必要書類を区リサイクル清掃課（北区王子 1-12-4TIC 王子ビル）へ郵送または持参してください。

6 審査方法等

(1) 応募者の審査方法

提出された書類に基づき、区が審査を行います。なお、採択事業者数の上限は 5 者とし、生ごみの減量・リサイクルに取り組む店舗は 1 事業者につき 1 店舗とします。

※区から応募事業者へヒアリングをさせていただく場合があります。

(2) 審査基準

応募事業者の審査に当たっては、主に以下の観点に基づき、総合的に評価を行います。

- ①応募事業者に本事業を遂行できる能力があるか
- ②応募事業者の営業形態等が本事業に相応しいものであるか
- ③ごみの減量化及び資源の有効利用という課題解決に向けた熱意があるか
- ④応募事業者の事業活動が区内に根差したものであるか

(3) 審査結果の通知

審査結果について、可否に関わらず結果通知を書面にて送付します。

7 スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年 6月27日（金）まで	応募書類提出締切
～7月上旬	書類審査・事業者採択
7月～	PT実施（概ね月1回、年内に5回程度実施）
9月	事前アンケートの実施
10月～12月	・通常時における生ごみ発生量の計量実施 ・生ごみ減量・リサイクルの取り組み実施 ・事後アンケートの実施 ・補助金交付申請書の提出
～令和8年3月	・実証実験結果の公表 ・補助金の交付

8 その他

(1) 採択後における、採択事業者の事由による本事業への参加辞退は原則できません。

(2) 本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守してください。

(3) 今後、区が区内飲食店向けの生ごみ削減に関する啓発事業を行う際、ご協力を依頼する場合があります。

(4) 採択後、区が指定する期日までに以下の書類を提出してください。

①法人の場合

- ・定款の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し（発行から3カ月以内のもの）
- ・直近の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面の写し

②個人事業主の場合

- ・直近の確定申告書の控えの写し

（５）採択事業者が以下の事由に該当した場合、区は採択を取り消す場合があります。なお、当該各時点において区が既に補助金の交付を行っていた場合、区が指定する方式により補助金の返還を命じる場合があります。

- ① 1（３）応募資格の各号に該当しないことが判明した場合
- ② 応募関係書類の内容に虚偽が認められた場合
- ③ 8（４）の書類を期限までに提出しなかった場合

（６）補助金の交付等に関し必要な事項については、区が別途定める要綱によるものとします。

9 問合せ先

本事業に関するお問い合わせは、次の担当宛に電子メールまたは電話にてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

北区生活環境部リサイクル清掃課 藤橋・菅野

住所：北区王子 1-12-4TIC 王子ビル

電話：03-3908-8538

Mail：r-jigyo@city.kita.lg.jp